

3月4日、東日本復興支援・地域交流朝市を開催しました。

朝市は、大分県総合社会福祉会館周辺(大津町)にお住まいでの支援や地域交流の場の提供、東日本大震災の継続的な復興支援を行うことを目的に実施し、今回で3回目となりました。

毎回、県内の授産施設やボランティアグループ等のご協力をいただき、野菜や海産物、パン、お菓子などの販売を行っています。あわせて、1回目はコーヒープルしまでのご協力をいただき福島の物産販売、2回目は昨年末に開催し、もうつさの実演・配付を行いました。

今回はポン菓子とポップコーンの実演と配付を行い、なつかしのポン菓子づくりに足を止める来場者も多くいました。

あいにくの雨でしたが多くの方にご来場いただき、みなさん袋いっぱいに買い物していただきました。朝市での売り上げの一部やテナント料は、東日本大震災の被災者の孤立死防止の活動をしている団体に寄付します。

県社協では地域交流の場として、また継続的な復興支援として、今後も朝市の開催を予定しています。



ポン菓子づくり



身近な法律相談

早期相談は早期解決!



平成23年度法律巡回相談の状況

日常生活の中で、お金、土地、家庭などの法律問題に直面することがあります。「法律のことは難しくてよくわからない…」そんな時、法律に詳しい人に相談できるとともに心強いものです。

大分県民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員の相談支援の一環として、身近な地域で専門的なアドバイスが受けられるよう、弁護士による「法律巡回相談」を毎年実施しています。

平成23年度は佐伯市、豊後高田市、杵築市、国東市、豊後大野市、九重町の6市町12カ所で延べ17回実施し、80名の方が相談に来られました。

法律巡回相談のアドバイザーである三井嘉雄弁護士が、毎回相談者の話を親身に聞いて、的確なアドバイスを行います。

相談者数…80名
相談件数…83件

《平成23年度の相談内容》

金 錢	24件(29%)
不動産	25件(30%)
家庭	26件(31%)
その他	8件(10%)
合 計	83件(100%)

相談内容は、お金の貸し借りトラブルなど金銭に関する問題、土地の境界など不動産に関する問題、相続や慰謝料など家庭に関する問題など多岐にわたり、生活に関する法律問題が地域の中に多くあることを実感します。

大分県民生委員児童委員協議会では、本年度も引き続き法律巡回相談を行う予定です。



“地域交流朝市”朝市をおつを開催!!
買い物弱者支援等



壊れたおもちゃを修理するボランティア 『おもちゃドクター』誕生!

おもちゃドクター養成講座開催!

平成24年1月25日、26日の両日、日本おもちゃ病院協会主催の『おもちゃドクター養成講座』が総合社会福祉会館の研修室で開催されました。

シニアの方を中心に30代・40代の若い方など、女性も含めて定員一杯の50名の方が受講しました。

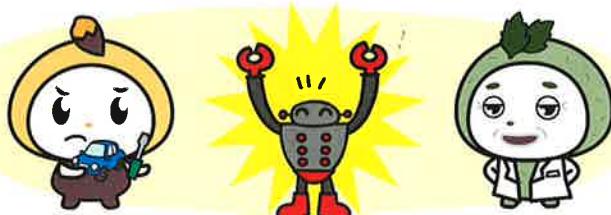
研修は、1日目が講義中心、2日目は、道具を使ってのハンダ付や、実際におもちゃ修理の実習が行われましたが、両日とも一人の欠席者もなく、大盛況のうちに全員に修了証が交付され、「おもちゃドクター」が誕生しました。

現在、この受講者のみなさんは、それぞれの地域に分かれて、「おもちゃ病院」のドクターとして“地域デビュー”するためにおもちゃ修理の特訓を開始しています。

おもちゃドクターの活動の場をご提供してくれる団体・施設等がありましたら、お気軽に大分県ボランティア・市民活動センターまでお問い合わせください。

TEL 097-558-3373 FAX 097-558-1296

メール oitavoc@oitavoc.jp



大分県ボランティア・市民活動センターからのお知らせ

3月21日より、ボランティアセンターが大分県総合社会福祉会館1階から2階へ引っ越し、広くなりました。

さらに、お隣にアイネスからNPO関係の相談窓口の「おおいたNPO・ボランティアセンター」が移転し、名称も改め、『おおいたボランティア・NPOセンター』が開所しました。NPO等の市民活動団体とボランティア活動に関する情報提供や相談対応等の窓口を一体化しました。

福祉会館へお寄りの際は、お気軽にお越しください。

NPOや市民活動等の
ご相談はこちら→

TEL 097-555-9770 FAX 097-555-9771

E-mail oitakenmin@white.oit-net.jp

HP <http://www.onpo.jp> おおいたNPO情報バンク『おんぽ』



(福祉サービス第三者評価)

ユニット型特別養護老人ホーム 紫雲荘

Q むすびにかえて…

紫雲荘では、一年ごとに第三者評価を受審していこうとして、常に自己満足にならない取り組み、支援を心がけています。

今回は継続的に第三者評価受審の取組みをされているユニット型特別養護老人ホーム「紫雲荘」にインタビューしました。

Q 第三者評価の受審は平成19年から、今回で3回目の紫雲荘。そもそも第三者評価に取り組むことを決めたきっかけは?

当時、従来型の施設から、現在のユニット型の施設へと転換を図る中で、この紫雲荘を、利用者さんにとつて必要な、利用者さんそのための「家」にしていきたいと考えました。

特養は決して終の棲家ではない。利用者さんの自立のために、それを尊重したケアをして、皆さんに元気になつてもらえる支援をしたいという思いの中で、まずは「ユニットケア」という、個を大切にできる環境づくりを行いました。

元々歴史のある施設でしたので、戸惑つた職員も多かつたと思います。「ユニットケア」といつても、本当に一人ひとりのためのケアができるのか? そういう迷いもあったのではないか。環境は整つたが、ではその環境を、我々は本当に利用者さんのために活用できているのか? 本当に

に利用者さんのための支援に繋げていているのか? もつともつと良い支援の方法があるのではないか? そういうたから、第三者評価を受審することに決めました。

Q 繼続的に第三者評価に取り組んでいくことの意味



緑豊かな敷地に建つ紫雲荘

Q 実際に第三者評価に取り組んでみて…

例えば、今回の評価を受けて、苦情申出への対応を公表するための掲示板を購入しました。このように、自分たちだけでは気がつかなかつたことに気づけるということは、一つ意義深いことです。

また、自分たちが一生懸命行つてきたことを認めていただけるということは、現場の職員としても励みになります。自信に繋がりました。

しかし、どんなに頑張っても、「これが100%」ということはありません。150人いる利用者さんの状態、考え方などは、千差万別ですし、日々、取り巻く環境も変わっています。

だからこそ、職員一人だけの考え方や、紫雲荘だけの考え方で、固定概念にとらわれた支援であつてはならないと思います。

「田舎満足で終わってはならない。いつも幅広い視野を持つて支援に臨みたい。」評価を受けることの意味はないものではないでしょうか。



受審証明書をいただきました



調査風景

ユニット型
特別養護老人ホーム 紫雲荘
〒879-7144
豊後大野市三重町本城2050
電話 0974-22-1010

福祉サービス第三者評価
平成23年度受審施設
障害者支援施設 第2みのり学園
訪問介護事業所 福祉の森
指定介護老人福祉施設 清静園
特別養護老人ホーム 紫雲荘
特別養護老人ホーム やすらぎ荘
情和園デイサービスセンター
情和園リハビリテーション
デイサービスみもざ
西川保育園
障害者支援施設 白秋園
※受審順

福祉サービス
評価センターおおいた

電話 097-558-1560
FAX 097-558-1990

大分県社会福祉施設等災害時相互応援協定



平成23年3月11日、東北地方を襲った東日本大震災は、多くの尊い人命を奪い、未だにその復興に多くの時間を必要としている状況です。

こうしたなか、東日本大震災における社会福祉施設等の被害が甚大であったにもかかわらず、十分なケアが出来なかつたことへの教訓から、本県においては将来的な発生が危惧される「東南海・南海沖地震」やその他の災害時に備え、県内の各社会福祉施設等が相互に連携し、専門的なケアや支援が必要とされる福祉施設利用者の安全・安心確保を目指して「大分県社会福祉施設等災害時相互応援協定」の締結を行うことに県内7種別の団体が合意したことを大分県知事に報告しました。

本協定に参加した団体は次のとおりです。

- 大分県社会福祉協議会
- 大分県老人福祉施設協議会
- 大分県身体障害児者施設協議会
- 大分県児童養護施設協議会
- 大分県知的障害者施設協議会
- 大分県母子生活支援施設協議会
- 大分県老人保健施設協会
- 大分県精神障害者社会復帰施設協議会



社会福祉施設等災害時相互応援協定について

協定発起の理由

東日本大震災における社会福祉施設の被災状況を見てみると

- ① 宮城・岩手・福島3県で社会福祉施設875施設が被災。(全壊59、一部損壊816施設)
- ② 利用者は当初一般避難所へ避難したが、ケア体制が整わず、避難所で死亡という痛ましいケースも発生。
- ③ 現在でも1,850名の方が県内・県外の社会福祉施設等で避難生活。仮施設の再建により、少しずつ施設が再開され始めている状況。
- ④ 受け入れ体制が整わず、避難先を転々とする利用者の存在、職員の過重労働など数々の課題が発生した。

協定の趣旨

東日本大震災を受けて、大分県における教訓的対応として、今後発生が危惧される「東南海・南海地震」などの広域災害に備える必要がある。

- ① 県では、現在地域防災計画を策定中であり、高齢者・障がい者等、災害時要援護者の支援のあり方も検討している。
- ② その一環として、各種別協議会は、一致協力して広域相互応援体制の整備充実を図り、災害時及び避難時に専門的支援を必要とする要援護者へ適切な対応を図る。
- ③ よって、災害時に被災した社会福祉施設・介護施設等の利用者の安全・安心を確保することを目的に、各社会福祉施設等が相互に協力し、応援するための協定を正式に結ぶものである。

期待される効果

- ① 社会福祉施設等の防災体制のさらなる見直しと強化
- ② 地域における防災意識と予防的ネットワーク、ボランティアの構築など

今後の予定

- ① 連絡協議会を設置し、基本協定書の策定を行う。
- ② 各社会福祉施設分野ごとに実施細目の内容検討と確定に進む。例えば、海側施設と山海側施設で相互にどのような支援が可能か等の具体的な協力内容を考える。
- ③ モデル協定書を策定する。